

個人情報保護制度と情報公開制度

個人情報保護制度

市が保有する個人情報は、個人情報保護制度により具体的な管理ルールが定められ、皆さんが自己の情報の開示や訂正などを求めることができます。ようになっています。

自己に関する個人情報の開示の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

令和2年度の開示請求の処理状況は、左の表のとおりです。

区分	決定件数
全部開示	8 (18) 件
一部開示	2 件
非開示	0 件
不存在	1 件
計	11 (18) 件

※（ ）内は職員採用試験結果の開示件数

情報公開制度

市が保有する情報を、皆さんからの求めに応じて公開する制度です。

この制度によって、市民参加による公正で開かれた市政を、より一層推進することを目指しています。

公開の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

令和2年度の公開請求の処理状況は、左の表のとおりです。

区分	決定件数
全部公開	7 件
一部公開	6 件
非公開	1 件
不存在	1 件
計	15 件

● 情報公開コーナー

市役所本庁舎1階市民相談所横に設置しており、行政情報に関する冊子などを閲覧することができます。

市の情報について知りたいことがありましたら、気軽にご利用ください。



381-1005
詳細 総務部総務課

後期高齢者医療保険 均等割軽減措置が見直されます

【詳細】医療助成課 ☎ 381-1403、北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 290-5601

後期高齢者医療保険は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計が一年間の保険料額になります。

「均等割」は、世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の均等割の軽減措置が設けられています。

このうち、7割軽減は特例として、平成30年度まで9割軽減などの措置がとられていました。

しかし、高齢化により医療費が増加し続ける中、若い世代との負担の公平を図るため、令和元年度以降段階的に見直されており、令和2年度に7.75割軽減だった方は、令和3年度から7割軽減となりました。

なお、令和3年度の保険料額は、6月11日(金)発送予定の「保険料額決定通知書」でご確認ください。

該当年度	対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の保険料軽減判定所得の合計額)	軽減割合	月平均額
R3	R2における判定所得が33万円以下	7割	1,300円
R2	【0円(年金収入については80万円以下)の世帯を除く】	7.75割	975円

※保険料を年金からの引き落としで納めている方については、年度の前半(4・6・8月)は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半(10・12・2月)で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、10月からの引き落とし額は下がる場合があります。

江別市 高齢者総合計画を策定しました

市では、令和3～5年度までの高齢者総合計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）を策定しました。

市の65歳以上の高齢者人口は令和3年4月1日現在3万7244人で、高齢化率は31.2%となり、高齢化が進行しています。

今後も一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加が見込まれており、地域全体で支え合い、助け合えるまちづくりを進めていくことが、一層重要となります。

▼ 高齢者人口などの推移および推計

	総人口	65歳以上	高齢化率	認定者数 (要介護・要支援)
H30年度	118,971	35,415	29.8	6,793
R元年度	119,510	36,162	30.3	7,062
R2年度	119,883	37,007	30.9	7,267
R3年度	120,248	37,689	31.3	7,642
R4年度	120,548	38,296	31.8	7,974
R5年度	120,786	38,858	32.2	8,270

※各年度 10月1日現在

単位：人 / %

詳しい計画の内容は、市ホームページをご覧ください。
 介護保険課
 ☎ 381-1067
 ▲市HP



本計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取り組みのほか、感染症対策などの取り組みを含めた内容となっています。

令和3～5年度の介護保険料が決定しました（令和2年度と同額）

65歳以上の方の介護保険料は、高齢者総合計画期間中に見込まれる介護サービス費用に基づき、市町村ごとに決定します。詳細は、下記の表または6月にお送りする納入通知書でご確認ください。

〔詳細〕医療助成課 ☎ 381-1403

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下の人	× 0.3	1,717円	20,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を越え、120万円以下の人	× 0.5	2,860円	34,320円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円を超える人	× 0.7	4,004円	48,050円
第4段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下の人	× 0.9	5,148円	61,780円
第5段階	本人が市民税非課税で他の世帯員が課税されていて、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を超える人	基準額	5,720円	68,640円
第6段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円未満の人	× 1.2	6,864円	82,370円
第7段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	× 1.3	7,437円	89,240円
第8段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	× 1.5	8,580円	102,960円
第9段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が320万円以上350万円未満の人	× 1.7	9,724円	116,690円
第10段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が350万円以上400万円未満の人	× 1.8	10,297円	123,560円
第11段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	× 1.9	10,868円	130,420円
第12段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	× 2.1	12,013円	144,150円
第13段階	本人が市民税を課税されていて、本人の合計所得金額が1,000万円以上の人	× 2.3	13,157円	157,880円

※年額保険料は、基準となる第5段階の保険料に、それぞれの所得段階の保険料率をかけて算定します

※月額保険料は、年額保険料を12で割り、ひと月あたりに換算したものです

※令和元年10月の消費税率10%の引き上げを財源に、令和元年度から所得段階が第1～3段階の方の保険料負担の軽減を強化しています